

内閣審議官及び内閣参事官の公募について

令和6年4月19日

内閣官房副長官補付の内閣審議官ポスト及び内閣参事官ポストについて、高い能力を有する職員を出身府省の壁を超えて登用するため、オール霞が関での公募による候補者の選考を行うこととする。

1 公募する職員

内閣審議官（部長級） 5名

内閣参事官（課長級） 1名

2 職務内容

別紙のとおり

3 任期等

別紙のとおり

4 応募資格

各府省庁の職員

- ・内閣審議官：部長級以上の職員に加え、課長級の職員の応募も可能とする。
- ・内閣参事官：課長級以上の職員に加え、室長級・課長補佐級の職員の応募も可能とする。
- ・職種、年齢は問わない。

5 応募及び選考の手順

- (1) 応募者は、所属する各府省庁の人事担当課を通じて、5月10日（金）までに内閣官房副長官補（室）人事担当あて応募するものとする。
- (2) 応募の際には、略歴（写真添付）及び応募理由（様式自由）を提出すること。
- (3) 内閣官房副長官補（室）において書類選考及び面接の上候補者を決定する。

【本件問い合わせ先】
内閣官房副長官補（室）人事担当
電話 5253-2111（代表）

【別紙 1】

公募する内閣審議官（技術的課題支援調整担当）の職務内容

国土強靱化、地域活性化、日本の魅力発信などの課題に対応するため、政府一丸となって取り組むべき施設整備ニーズや建築技術に関連する施策の推進の重要性が増加する中、主に技術的側面から関係府省庁の取組みを支援及び調整し、関係するプロジェクト・施策の政策効果を最大限に発揮させるため、以下の業務に取り組む。

1 施設整備を伴う重要プロジェクトの推進

首里城復元、国立劇場再整備、国際的な博覧会場整備など迅速で着実な実現が必要な重要プロジェクトについて、その円滑かつ効率的な推進を図るため、整備の様々なプロセスにおいて必要となる技術的な支援を行いつつ、関係府省庁・関係機関の横断的調整及び進捗管理等を行う。

2 建築技術に関連する新たな課題への対応

防災・減災、大規模地震など災害時の復旧支援、新たな木材技術活用や土地利用転換等による地域活性化の推進などの建築技術に関連する様々な課題に対応するための諸施策を効率的・効果的に推進するため、関係府省庁・関係機関の横断的調整等を行う。

（求められる能力）

- ・施設整備プロジェクトや建築技術に関連する施策の推進に関する行政経験
- ・関係府省庁、関係機関、地方公共団体及び産業界、有識者等との高度な総合調整能力
- ・施策推進のための戦略の企画立案能力
- ・建築関連施策や技術の動向等にかかる深い知見

（任期）

原則として2年間とする。

任期終了後は原則として出身府省庁に復帰するものとする。

【別紙 2】

公募する内閣審議官（行政改革推進本部事務局次長）の職務内容

行政改革推進本部事務局では、国民本位で時代に即した合理的かつ効率的な行政を実現するため、行政事業レビュー、EBPM、調達改善など幅広い分野で行政改革の取組を進めている。今回公募する事務局次長は、主に以下の業務に取り組む。

1 EBPMの推進

社会の複雑化や環境の変化が進む中、我が国の行政が時代の変化に柔軟に対応し役割を果たすためには、各府省庁の政策プロセスの中に、データ等のエビデンスに基づき機動的に政策を立案・改善するというEBPMを根付かせ、政府全体として政策の質の向上を図ることが重要である。

こうした観点から、行政改革推進会議のEBPM推進委員会において、各府省庁に対し、行政事業レビューにおけるEBPMの実践などの取組方針を示すとともに、各府省庁の取組を支援するため、各種ガイドブックや優良事例の提供、有識者の派遣等の取組を進める。

取組に当たっては、デジタル行財政改革を推進するデジタル行財政改革会議事務局をはじめ、デジタル庁、内閣府、総務省等と緊密に連携することにより、政策の質の向上を図る取組が政府全体として効果的に推進されるよう配慮する。

2 その他の行政改革の推進

内閣官房及び内閣府が重要政策に関する司令塔機能など本来の役割を十分発揮できるよう、内閣官房及び内閣府の業務見直しを推進する。また、旅費業務プロセスの改善方針に基づき、財務省及びデジタル庁とともに旅費業務の抜本的な効率化に取り組むほか、各府省庁が行う調査等の効果的・効率的な実施や品質の向上に総務省とともに取り組む。

独立行政法人の役員公募手続の適正性の確保など、累次の行政改革に関する政府方針に基づき取組を着実に実施するとともに、国民の意見・要望を踏まえた行政の改善を進める。

（求められる能力）

- ・ EBPM、行政評価、業務改革等に関する深い知見
- ・ 施策の推進に関する企画立案能力
- ・ 有識者や各府省庁に対する説明能力及び高い調整能力
- ・ 課題に的確に対応するための統率力及びマネジメント能力

（任期）

原則として2年間とする。

任期終了後は原則として出身府省庁に復帰するものとする。

【別紙3】

公募する内閣審議官（領土・主権対策企画調整室長）の職務内容

領土・主権に関する国民世論の啓発等に係る企画及び立案並びに総合調整に関する事務を処理するとともに、内閣府北方対策本部との連携を図るために設置された領土・主権対策企画調整室の室長として、政府一丸となった領土・主権をめぐる内外発信の強化を図るため、以下の業務に取り組む。

1 領土・主権をめぐる内外発信に係る関係機関との緊密な連携

領土問題担当大臣の下で、「領土・主権をめぐる内外発信に関する総合調整会議」（関係府省庁の審議官クラス等で構成）の運営などを通じて、領土・主権をめぐる内外発信に係る諸課題について、関係機関と緊密に連携し、効果的な内外発信を推進する。

また、島根県「竹島の日」記念式典、石垣市「尖閣諸島開拓の日」記念式典等における政府の対応について総合調整を行う。

2 領土・主権展示館を拠点とした情報発信の強化・推進

領土・主権展示館（東京・虎ノ門）の展示・発信機能強化のためのリニューアル等を着実に実施し、国際情勢や社会環境の変化、最新の研究成果やデジタルの更なる活用にも留意しながら、中長期的な取組の方向性を検討し、効果的に取組を推進する。

3 その他

領土や主権に関する問題について関心が高まり、国会等の場で政府の情報発信のあり方が問われる機会も増えている中で、政府の立場や取組について、適切に発信・説明を行う。また、情報発信の取組等を通じ、関係機関、関係地方公共団体とより一層の緊密な連携を図るほか、領土・主権に係る我が国の立場をより客観的かつ説得力のあるものとするため、国際法、国際関係論、郷土史など関係分野における有識者との円滑な協力関係を構築し、その識見を生かした調査・研究を進める。

（求められる能力）

- ・領土・主権展示館を拠点とした内外発信を充実・発展させていくためのビジョンと実行力
- ・関係政務や与野党関係者、各府省庁、関係地方公共団体、有識者への高い説明能力と円滑な調整能力
- ・各府省庁等からの出向者を束ねて業務を進めるリーダーシップ、マネジメント能力

（任期）

原則として2年間とする。

任期終了後は原則として出身府省庁に復帰するものとする。

【別紙4】

公募する内閣審議官（デジタル田園都市国家構想実現会議事務局審議官） の職務内容

政府では、地方からデジタルの実装を進め、新たな改革の波を起こし、地方と都市の差を縮めていくことで、世界とつながる「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、構想の具体化を図るとともに、デジタル実装を通じた地方活性化を推進するため、デジタル田園都市国家構想実現会議を開催している。

デジタル田園都市国家構想実現会議事務局は、同会議の事務局機能を担うとともに、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和4年12月23日閣議決定、令和5年12月26日改訂版閣議決定）に基づき、デジタル実装に向けた各府省庁の取組を推進し、デジタル田園都市国家構想交付金の活用等により、各地域の優良事例の横展開を図っている。あわせて、これまでの地方創生の取組についても、全国で取り組まれてきた中で蓄積された成果や知見に基づき、改良を加えながら推進している。

このような状況の中、専門的かつ集中的な対応が必要な、以下の業務に取り組む。

1. デジタル田園都市国家構想総合戦略に基づく施策の推進

総合戦略では、デジタルの力を活用して地方の社会課題の解決を図るため、①地方に仕事をつくる、②人の流れをつくる、③結婚・出産・子育ての希望をかなえる、④魅力的な地域をつくる、の大きく4つの柱建てにより施策を推進している。

特に、女性の転出超過に直面する地方においては、女性が求める仕事や生活環境づくりなどを通じて女性にとって魅力のある地域づくりを進めるとともに、結婚・出産・子育ての希望がかなう地域づくりを進めることにより、地域の出生数の増加と人口減少への対応に取り組むことが喫緊の課題である。加えて、高齢者・障害者を含む誰もが活躍し、多様性に富む豊かな地域社会づくり（全世代・全員活躍型「生涯活躍のまち」づくり）を推進することが重要である。

このため、関係府省庁と連携しつつ、地方における課題やニーズを踏まえた支援策を推進するとともに、先駆的な優良事例の紹介や具体的な導入に向けたアドバイス等を通じて、地方公共団体による取組を後押しする。

【別紙4】

2. 能登半島地震被災地に対する地方創生の観点からの復興支援

令和6年能登半島地震の発災を受けて、現在、政府・地方公共団体・関係団体等が一丸となって復旧・復興等に取り組んでいるところであるが、地方創生や災害に強い地域づくりといった観点からは、現状復旧にとどまることなく、人口減少や少子高齢化等も見据えた地域の将来ビジョンに基づく復興を進める必要がある。

このため、被災地域の将来ビジョンの策定を支援するとともに、防災・減災、国土強靱化など関連する施策との連携強化や、地方公共団体の枠組みを超えた地域間連携の促進等を通じて、被災地における地方創生の観点からの復興を支援する。

3. デジタル田園都市国家構想実現のための機運醸成と社会実装の横展開

全国津々浦々で構想を力強く進めていくためには、地方公共団体、民間企業、個人など様々な主体の意欲や広く国民全体の関心を高め、様々な主体が積極的に取組に参画してもらえるような環境整備が必要である。また、地方の創意工夫に基づく独自の取組で地域の課題を解決し、成果を上げているものを積極的に横展開することにより、全国の類似課題の解決の加速化を図ることも求められる。

構想の実現に向けてこうした全国的な機運を醸成していくため、施策の目的や重要性について、報道での露出機会を高めるなど、様々な機会を通じて官民の関係者のみならず、広く一般にも的確に伝えていく。

また、大阪・関西万博や国際的なフォーラムなど、構想に関連した国際的なイベント等の機会を捉えるとともに、日本の様々な魅力を海外に発信するクールジャパンやSDGsなどの取組等とも連携し、デジタル技術の活用により地域の魅力や持続可能性の向上等を実現している地域づくりの事例などのデジタル田園都市国家構想のモデルとなる取組を海外に発信・展開する。

さらに、構想の実現に向けた地域の取組を広く募集し、特に優れたものを内閣総理大臣賞として表彰する「Digi 田甲子園」の開催を通じて、デジタル実装による課題解決の取組の横展開を進めるとともに、取組を進める各主体のモチベーションを高め、国民の関心を喚起することにより、取組全体の底上げを図る。

【別紙４】

(求められる能力)

- ・ 地方における社会課題や地方行政に関する高い知見、デジタル田園都市国家構想総合戦略を推進する上で必要となる地方公共団体、産業界、教育・研究機関など様々な主体間との高度な総合調整能力。
- ・ 女性・高齢者など多様な生活者のニーズや理解に裏打ちされた地域づくり、被災地の復興を含めたまちづくりに関する深い知見と、その知見を着実に実行に移せるような行政経験を含めた高度な企画・立案能力。
- ・ クールジャパン、SDGs などに関する深い知見やその知見を着実に実行に移せるような行政経験を含めた高度な企画・立案能力、デジタル田園都市国家構想という政府の重要政策について、政府一体となって戦略的に取り組み、海外展開を図っていく上で必要となる高度な企画・立案能力、各府省庁等をはじめとした様々な主体間との高度な調整能力。

(任期)

- ・ 原則として２年間とする。
- ・ 任期終了後は原則として出身府省庁に復帰するものとする。

【別紙5】

公募する内閣審議官（船舶活用医療推進本部設立準備室長）の職務内容

「災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律」が本年6月に施行されることを踏まえ、同法に基づき災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備を推進するため、以下の業務に取り組む。

1 医療従事者や運航要員との連携に関する検討・調整

船舶を利用した医療提供体制を整備するにあたっては、医療従事者や運航要員を確保するとともに、それら主体との具体的な活動体制の確立が課題となる。そのため、陸上の医療施設との役割分担・連携協力のあり方等を整理・検討しつつ、具体的な活動のあり方について、医療従事者及び運航要員等の関係主体並びに関係府省庁等と連携しつつ検討・調整等を行う。

2 船舶の活用のあり方に関する検討・調整

船舶の活用のあり方については、民間事業者との協力体制の構築や国による保有の形態、また活用する船舶の規模や平時の活用等、様々な選択肢を幅広く検討し、運用のための準備を進める必要がある。そのため、関係府省庁や民間主体等と調整しつつ、最も実現性、実効性の高い活用のあり方の検討を進める。

（求められる能力）

- ・ 災害時における復旧・復興対応に関する行政経験
- ・ 施策推進のための戦略に関する企画立案能力
- ・ 関係する国会議員、事業者団体、府省庁等との高度な総合調整能力
- ・ 新たな施策を具体的に進めるための実行力、マネジメント能力

（任期）

原則として2年間とする。

任期終了後は原則として出身府省庁に復帰するものとする。

【別紙6】

公募する内閣参事官（領土・主権対策企画調整室参事官）の職務内容

領土・主権に関する国民世論の啓発等に係る企画及び立案並びに総合調整に関する事務を処理するとともに、内閣府北方対策本部との連携を図るために設置された領土・主権対策企画調整室において、室長たる内閣審議官を補佐し、以下の業務に取り組む。

1 領土・主権に関する国民世論の啓発等に係る企画・立案

我が国の領土・主権をめぐる問題に関して、国内外において我が国の立場に係る正確な理解が浸透するよう、国内広報（領土・主権展示館の運営及びその発信機能の強化、インターネットを活用した広報の充実及び領土教育の推進その他の政府機関・地方公共団体等と連携した啓発事業の実施）、対外発信（領土・主権をめぐる問題に関する海外セミナーの開催その他の国際社会に向けた発信）及び調査研究（関係資料・文献の調査・活用）等について、室内を取りまとめ、効果的な施策を立案・推進する。

2 関係府省庁に対する総合調整、関係地方公共団体等との連携・協力

領土・主権をめぐる内外発信に係る諸課題について、「領土・主権をめぐる内外発信に関する総合調整会議」等を通じて、関係府省庁に対する総合調整を行う。また、領土・主権をめぐる内外発信に関する施策の効果を高めるため、政府機関のみならず、関係地方公共団体や知見を有する民間機関、有識者等との連携・協力を進める。

3 内部管理（予算・人事・文書管理等）に関する業務の統括

内閣官房が東京虎ノ門に開設している「領土・主権展示館」の運営経費を始めとして必要な予算を確保・執行するとともに、室員の人事に関し関係府省庁の人事当局と連絡・調整を行うほか、公文書の保存等を適切に行うなど、内部管理・運営に係る業務を統括する。

（求められる能力）

- ・ 領土・主権に関する国民世論の啓発等に係る企画・立案能力
- ・ 関係政務、与野党関係者、関係府省庁、関係地方公共団体等への説明能力と調整能力
- ・ 国会、予算・組織、人事、文書管理等に関する知見・実務経験
- ・ 柔軟な発想力と着実な実行力

（任期）

原則として2年間とする。

任期終了後は原則として出身府省庁に復帰するものとする。